戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。	
敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。	
ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。	
戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。	
戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
戸の自閉の状況	目視及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。	
連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。	
ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	
ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	
突出物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。	
移動ケーブル及び取付部 取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	

五　乗り場			
(六) かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。
	摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。
	構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
(七) かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
(一) 押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。ヘリポート用エレベーターにあっては、鍵を用いなければ操作できないことを併せて確認する。	押しボタン等が機能しない若しくは操作が円滑に行えないこと又はヘリポート用エレベーターにあっては、特殊告示第一第八号ホの規定に適合しないこと。
	表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
	破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(二) 非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ　平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ　可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。